



一、知的財産権侵害事件の動向

東京地方裁判所における知的財産権侵害事件は、二〇〇二年において、新受（新たに受理した）事件三三八件、既済（この年に処理した）事件三四一件、未済（未処理で残っている）事件三六三件となっている。これは、五年前と比較すると、まず、件数では、未済事件が約六二五件から約三三〇〇件に減少、処理件数が約二〇〇〇件から約三四〇〇件に増加となっており、処理期間では、三年超の長期未済事件が約一三〇〇件から約一五〇〇件に減少、二年超の長期未済事件が約三三〇〇件から約三〇〇〇件に減少、そ

して、未済平均は約一・三ヶ月と大幅短縮化している。このように、知的財産権侵害事件の増加傾向にもかかわらず、事件処理は大幅に迅速化している。さらに、事件が複雑化しているにもかかわらず、充実した審理が実現している。

二、弁理士の代理権拡大

日本では、知財立国が国家戦略として位置付けられているが、最近、弁理士の知的財産権に関する代理権が拡大した。知的財産権の侵害にかかる訴訟代理権は、これまで、弁理士が独占してきた。弁理士は代理人にはなれず、補佐人になれるにすぎなかった。しかし、二〇〇二年四月、弁理士に、「特定侵害訴訟」における訴訟代理権を認める弁理士法の一部改正法案が可決成立した。改正弁理士法によれば、弁理士は、「特定侵害訴訟代理業務試験」に合格し、かつ、その旨の付記を受けたときは、「特定侵害訴訟」に關して、弁理士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができ、訴訟代理人となった弁理士が期日に出頭するときは、弁理士とともに出頭しなければならない。

弁理士の時代

らない。ただし、弁理士は、裁判所が相当と認めるときは、単独で出頭することができる。

ここに、「特定侵害訴訟」とは、特許、実用新案、意匠、商標もしくは回路配置に関する権利の侵害または、「特定不正競争」による営業上の利益の侵害に係る訴訟をいう。また、この、「特定不正競争」とは、不正競争防止法に規定する不正競争であつて、「商品・営業主体混同惹起行為」、「著名表示冒用行為」、「商品形態模倣行為」、技術上の秘密にかかる、「営業秘密侵害（不正取得・使用・開示）行為」および、「ドメイン名不正取得行為」をいう。

「特定侵害訴訟代理業務試験」は、「特定侵害訴訟」に関する訴訟代理人となるのに必要な学識および実務能力に関する研修であつて経済産業省令で定めるものを修了した弁理士だけが受験できる。この試験は、当該学識および実務能力を有するかどうかを判定するため、論文式による筆記の方法により行う。ここで、試験の前に実施する研修を、「能力担保研修」という。

三、能力担保研修の状況

今年、日本弁理士会では、第一回の「能力担保研修」の受講希望者が一四三二人に達した。この中から、補佐人経験等を加味して抽選し、研修生が八五〇人に絞られた。たいへんな状況を呈している。「能力担保研修」は、弁理士九〇人および裁判所関係者四人が講師となり実施された。研修の具体的な内容としては、全体で四五時間の講義および演習と、それらとは別に四本の自宅起案が課され、これらすべてに出席し、すべての起案を提出しなければ研修を修了することができないという厳しいカリキュラムであった。この、「能力担保研修」を修了した後には、試験（特定侵害訴訟代理業務試験）が実施され、来年には第一期の付記弁理士（特許等の侵害訴訟の代理権を取得することができる地位を有する弁理士）が誕生する。今後に期待したい。

